

令和7年12月農業委員会議事録

開催日時：令和7年12月9日（火）午後1時30分

開催場所：嘉島町役場 3階中会議室

農業委員出席者：下田司、松永雄治、山内秀一、村上卓也、
榮恵、福永哲夫、齊藤進、松本誠一、
松本一幸、中津芳春、吉田三十志、藤瀬信行、
森嶋秀利、田端雅充、高松耕生、渡辺真由美、金澤清二

農業委員欠席者：

事務局出席者：牛嶋寿男、宮岡久美子、前田萌香

1. 開会：事務局長 牛嶋寿男

2. 会長挨拶：下田会長

3. 議事録署名人指名：下田議長

議事録署名人として、齊藤進委員、中津芳春委員を指名する。

4. 議事

- (1) 報告第17号 農地法第18条の合意解約について
- (2) 報告第18号 農地法第3条の届出について
- (3) 議案第35号 農地法第3条の許可申請について
- (4) 議案第36号 農用地利用集積等促進計画（売買）について
- (5) 議案第37号 農用地利用集積等促進計画（一括）について

5. その他

6. 閉会

○報告第 17 号 農地法第 18 条の合意解約について

(議 長) それでは議事に入らせていただきます。

報告第 17 号農地法第 18 条の規定による通知が 4 件ございます。

事務局より説明をお願いします。

(事務局) はい。資料は 1 ページになります。報告第 17 号農地法第 18 条第 6 項による届出を 4 件ご報告いたします。

届出番号 1 番です。所在は上六嘉地区。農振農用地の田が 1 筆で、面積は記載のとおりとなっております。貸付人と借受人については記載のとおりです。解約事由につきましては、売買のための合意解約となっております。解約申入日等については、記載のとおりです。

続きまして、資料は 2 ページになります。届出番号 2 番です。所在は下六嘉地区。農振農用地の田が 1 筆で、面積は記載のとおりとなっております。貸付人と借受人については記載のとおりです。解約事由につきましては、売買のための合意解約となっております。解約申入日等については、記載のとおりです。

続きまして、資料は 3 ページになります。届出番号 3 番です。所在は下六嘉地区。農振農用地の田が 1 筆で、面積は記載のとおりとなっております。貸付人と借受人については記載のとおりです。解約事由につきましては、売買のための合意解約となっております。解約申入日等については、記載のとおりです。

続きまして、資料は 4 ページになります。届出番号 4 番です。所在は下仲間地区。農振農用地の田が 5 筆で、合計面積は記載のとおりとなっております。貸付人と借受人については記載のとおりです。解約事由につきましては、中間管理機構を通した契約に切り替えるための合意解約となっております。解約申入日等については、記載のとおりです。

事務局からは以上でございます。

(議 長) ただいま事務局より報告のありました案件は、合意による解約になりますので、報告のみで終わらせていただきます。

○報告第18号 農地法第3条の規定による届出について

(議長) 続きまして、報告第18号農地法第3条の規定による届出が5件ございます。事務局より説明をお願いします。

(事務局) はい。資料は5ページになります。報告第18号農地法第3条の規定による届出を5件ご報告いたします。

届出番号1番です。所在は井寺地区。地目については畠が1筆、面積は記載のとおりとなっております。所有者及び届出人については記載のとおりです。届出事由は相続による所有権の移転となっており、あっせんを希望されております。

続きまして、資料は6ページになります。届出番号2番です。所在は下六嘉地区。地目については田が7筆、合計面積は記載のとおりとなっております。所有者及び届出人については記載のとおりです。届出事由は相続による所有権の移転となっております。あっせんの希望はございません。

続きまして、資料は7ページになります。届出番号3番です。所在は下仲間地区。地目については田が2筆、合計面積は記載のとおりとなっております。所有者及び届出人については記載のとおりです。届出事由は相続による所有権の移転となっております。あっせんの希望はございません。

続きまして、資料は8ページになります。届出番号4番です。所在は井寺地区。地目については田が3筆と畠が2筆、合計面積は記載のとおりとなっております。所有者及び届出人については記載のとおりです。届出事由は相続による所有権の移転となっております。あっせんの希望はございません。

続きまして、資料は9ページになります。届出番号5番です。所在は下六嘉地区。地目については田が2筆、合計面積は記載のとおりとなっております。所有者及び届出人については記載のとおりです。届出事由は相続による所有権の移転となっており、あっせんの希望はございません。

事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より報告のありました5件は、相続による所有権の移転になりますので、報告で終わらせていただきます。

○議案第35号 農地法第3条の許可申請について

(議長) 続きまして、議案第35号 農地法 第3条の規定による 許可申請が1件ございます。申請番号1番について、事務局より説明をお願いします。

(事務局) はい。資料は10ページになります。申請番号1番です。有償による所有権移転の案件です。所在は上島地区。農振農用地の田が1筆、面積は記載のとおりとなっております。譲渡人と譲受人については記載のとおりです。申請事由につきましては売買による所有権の移転となっております。売買の価格は記載のとおりです。11ページに申請地の位置図、12ページに現地の写真を載せております。13ページをご覧ください。検討事項になります。地元農業委員の調査確認書により、全ての項目にNOと判断されていますので、問題ないと思われます。事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がございましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

(委員) ありません。(委員一同)

(議長) それでは議決に移ります。賛成の方は挙手をお願いいたします。

(委員) (委員一同挙手)

(議長) 挙手の結果、賛成多数で承認・可決いたします。

○議案第36号 農用地利用集積等促進計画(売買)について

(議長) 続きまして、議案第36号農用地利用集積等促進計画(売買)の承認申請が7件ございます。

まず、申請番号1番になりますが、松永委員の案件になりますので、松永委員の退席をお願いします。それでは、事務局から説明をお願いします。

(事務局) はい。資料は14ページになります。議案第36号農用地利用集積等促進計画(売買)の承認申請が7件ございます。申請番号1番です。所在は下六嘉地区。農振農用地の田が1筆、面積は記載のとおりとなっております。譲渡人と譲受人は記載のとおりです。目的は売買、売買価格は記載のとおりとなっております。15ページに申請地の位置図を載せております。
事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見やご質問はございませんか。なければ、賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) 挙手の結果、本案件については、賛成多数で承認・可決といたします。
松永委員の入室を許可します。
松永委員の案件については承認されましたので、報告しておきます。

続きまして、申請番号 2 番から 7 番につきまして、事務局から説明をいただき、そのあと一括して審議・議決を行いますのでよろしくお願ひします。それでは事務局から説明をお願いします。

(事務局) はい。資料は 16 ページになります。申請番号 2 番です。所在は下六嘉地区。農振農用地の田が 3 筆、合計面積は記載のとおりとなっております。譲渡人と譲受人は記載のとおりです。目的は売買、売買価格は記載のとおりとなっております。17 ページに申請地の位置図を載せております。

続きまして、資料は 18 ページになります。申請番号 3 番です。所在は下六嘉地区。農振農用地の田が 1 筆、面積は記載のとおりとなっております。譲渡人と譲受人は記載のとおりです。目的は売買、売買価格は記載のとおりとなっております。19 ページに申請地の位置図を載せております。

続きまして、資料は 20 ページになります。申請番号 4 番です。所在は下六嘉地区。農振農用地の田が 3 筆、合計面積は記載のとおりとなっております。譲渡人と譲受人は記載のとおりです。目的は売買、売買価格は記載のとおりとなっております。21 ページに申請地の位置図を載せております。

続きまして、資料は 22 ページになります。申請番号 5 番です。所在は下六嘉地区。農振農用地の田が 1 筆、面積は記載のとおりとなっております。譲渡人と譲受人は記載のとおりです。目的は売買、売買価格は記載のとおりとなっております。23 ページに申請地の位置図を載せております。

続きまして、資料は 24 ページになります。申請番号 6 番です。所在は下六嘉地区。農振農用地の田が 1 筆、面積は記載のとおりとなっております。譲渡人

と譲受人は記載のとおりです。目的は売買、売買価格は記載のとおりとなっております。25 ページに申請地の位置図を載せております。

続きまして、資料は 26 ページになります。申請番号 7 番です。所在は上六嘉地区。農振農用地の田が 1 筆、面積は記載のとおりとなっております。譲渡人と譲受人は記載のとおりです。目的は売買、売買価格は記載のとおりとなっております。27 ページに申請地の位置図を載せております。
事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見やご質問はございませんか。
なければ、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) 挙手の結果、6 件の案件について、承認・可決といたします。

○議案第 37 号 農用地利用集積等促進計画（一括）について

(議長) 続きまして、議案第 37 号農用地利用集積等促進計画（一括）の承認申請が 3 件ございます。

まず、申請番号 1 番から 3 番につきまして、事務局から説明をいただき、その後一括して審議・議決を行いますのでよろしくお願いします。
それでは事務局から説明をお願いします。

(事務局) はい。資料は 28 ページになります。議案第 37 号農用地利用集積等促進計画（一括）の承認申請が 3 件ございます。

申請番号 1 番です。所在は上島地区。農振農用地の田が 1 筆、面積は記載のとおりとなっております。渡し人と受け人等は記載のとおりです。形態は賃貸借権の新規設定、借賃については記載のとおりです。期間は令和 8 年 1 月 1 日から令和 12 年 12 月 31 日となっております。29 ページに申請地の位置図を載せております。

続きまして、資料は 30 ページになります。申請番号 2 番です。所在は下仲間地区。農振農用地の田が 2 筆、合計面積は記載のとおりとなっております。渡し人と受け人等は記載のとおりです。形態は使用賃借権の新規設定。期間は令和 8 年 1 月 1 日から令和 12 年 12 月 31 日となっております。31 ページに申請地の位置図を載せております。

続きまして、資料は 32 ページになります。申請番号 3 番です。所在は井寺地区。農振農用地の田が 3 筆、合計面積は記載のとおりとなっております。渡し人と受け人等は記載のとおりです。形態は賃貸借権の新規設定、借賃については記載のとおりです。期間は令和 8 年 1 月 10 日から令和 13 年 1 月 9 日となっております。33 ページに申請地の位置図を載せております。

事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見やご質問はございませんか。
なければ、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) 挙手の結果、3 件の案件については、承認・可決といたします。
本日、提案されました案件は全て終了しました。ありがとうございました。
続きまして、その他となっております。皆様方から何かございませんでしょうか。ないようでしたら、事務局から何か。

(議長) 次回の農業委員会は 1 月 13 日、火曜日の 9 時予定です。
それでは、これをもちまして、本日の農業委員会を閉会いたします。
お疲れ様でした。

前記のとおり会議次第を記録し、これを証するため署名する。

令和 7 年 12 月 9 日

会長 下田 司

委員 齊藤 進

委員 中津芳春